

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案） <概要>

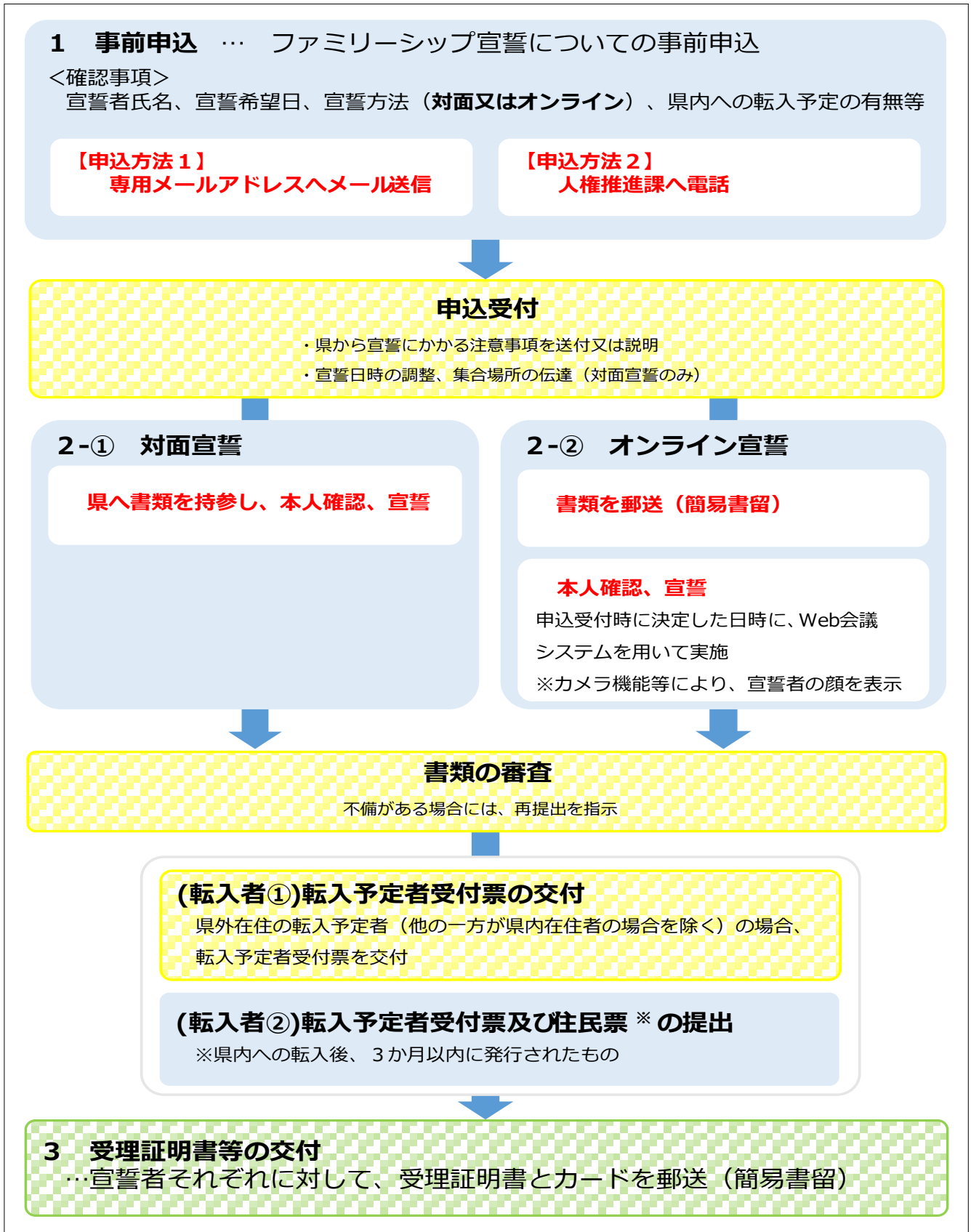
1 趣旨

県は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、愛知県ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。この要綱は、実施に関し必要となる事項を定めるものとする。

2 要綱の体系及び主な内容

第1条	趣旨
第2条	定義 ・ファミリーシップとは、パートナーシップにある者（同性・異性を問わない）及びその子を始めとした近親者（三親等内）等を含め、家族であると約した関係のことをいう。
第3条	宣誓の要件 ・パートナーシップにある者の双方又は一方が愛知県内（すでに制度を導入している市町村を含む）の居住者を対象とする。 ※他の者と婚姻やパートナーシップの関係にある者や民法で婚姻が禁止されている親子間は宣誓できないが、法律上同性同士のパートナーシップにある者が、相続等のために養子縁組により近親者となった者は可とする。
第4条	宣誓の方法 ・宣誓者は、宣誓書を自ら記入し、住民票や現に婚姻をしていないことを証明する書類等を添えて知事に宣誓する。 ・宣誓はパートナーシップにある者が、子を始めとした近親者等を含めて行う。 ・宣誓方法は、対面での宣誓に加え、オンライン宣誓（書類は郵送提出）も可とする。 ・宣誓場所は、事前調整の上、会議室等の人目のつかない場所に対応する等の配慮をする。
第5条	受理証明書等の交付 ・宣誓者に対しては、受理証明書（A4サイズ）だけでなく、持ち運びしやすいカード型の証明書も交付する。
第6条	通称名の使用 ・宣誓書及び受理証明書等において、通称名を記載できる。ただし、裏面に、戸籍上の氏名を記載する。
第7条	近親者等に関する記載 ・ファミリーシップにある近親者等がいる場合、受理証明書等に近親者等の氏名等を記載することができる。
第8条	近親者等に関する記載の削除 ・近親者等が希望する場合は、申立により、受理証明書等から氏名等の削除ができる。
第9条	変更等の届出
第10条	受理証明書等の再交付
第11条	受理証明書等の返還
第12条	無効となる宣誓
第13条	宣誓内容証明書の交付
第14条	宣誓書の保存期間
第15条	個人情報
第16条	県民及び事業者への周知、啓発及び施策推進
第17条	委任

3 手続きの流れ



4 今後のスケジュール

- | | | |
|-------|----|---------------------------------------|
| 2024年 | 1月 | 「人権施策に関する基本計画」に盛り込んでパブリックコメント |
| | 3月 | 第4回愛知県人権施策推進審議会（最終案の確認）
記者発表（制度開始） |
| | 4月 | ファミリーシップ制度運用開始 |